

令和4年度長野県森林審議会保全部会 議事録

1 日 時 令和5年1月17日（火）午前10時00分から午前11時20分まで

2 場 所 長野県庁西庁舎111号会議室 長野市大字南長池字幅下692-2

3 出席委員 植木達人（部会長）、佐藤京子、鈴木啓助 計3名

4 事務局、説明者等

（1）林務部 森林づくり推進課 中島治、小林聖一、松原耕治

（2）佐久地域振興局 林務課 竹内純一、森口勝也

（3）事業者（合同会社FSPS八風）

5 諮問事項

10ヘクタールを超える林地開発行為（太陽光発電施設の設置）について

6 議事録署名人

佐藤委員、鈴木委員

7 議事

（1）林地開発計画概要の説明・・事務局及び事業者から提出した資料により説明

（2）質問・意見

〈鈴木委員〉

最初に資料2ページ目で地況等の概況のところの降水量が964ミリは理解できるのですが、次の積雪量が178ミリメートルというのがどういう単位なのか理解できないので教えていただきたいのが1点目です。

それから2点目です。資料4ページ目の切土量と盛土量の差がありますがこれはこの工事区域内で全部処理をするということにも拘らず差があるのはどうしてか教えていただきたい。

それから3点目です。当然ながら調整池に入るという計画でそれぞれ必要な容量を計画されていますが、最後の協定書にもありますが、定期的に点検をして、排砂するということですがその計画をもう一度確認のために教えていただきたい。

それから4点目、最後の6ページ目の景観ですが南向きに当然ながら太陽光パネルは設置されます。南側に高速道路がありますが高速道路を走る車からはそのパネルが見えるのか、その反射は車には影響がないのか確認のために教えていただきたい。

〈事務局〉

積雪量ですが、これは佐久市のホームページで、年間の積雪深を見て178ミリメートルと記載したものです。

〈鈴木委員〉

積雪深はミリメートル単位では測れません。センチメートル単位でしか測れないのです。気象庁の

観測でもそうです。何年か分を平均すればこの値になるかもしれませんが、ミリメートル単位にしてはいけません。書くとすれば 18 センチメートルとしていただければと思います。

〈事務局〉

鈴木委員にご指摘いただいたとおり、18 センチメートルに訂正をさせていただきます。

続きまして 4 ページの切土・盛土の処理の量になります。切土は 7 万 8 千立米あり盛土は 6 万 6 千立米ですけれど、これは切土の分を転圧等して、盛土すると 6 万 6 千立米になるということです。残土は外に出さない計画でされております。

続いて沈砂池の数量等ですが必要な設計容量が少ないという感覚だと思います。これは浚渫するということで年間 12 ヶ月ありますが、12 分の 1 ということで、1 ヶ月毎に浚渫するということで、容量の方は計算されております。もちろん通年通して平均的に土砂が出てくるわけではないので、台風や降雨の後には浚渫が必要な状態になれば、事業者の計画としましては、必要に応じて適時浚渫を行っていく計画となっております。

続いて 6 ページの景観について、心配される部分になると思います。高速道路から一番の見える部分になりまして、図面の方で見ていただきますと、2 ページ目です。図面の下側に高速道路があります。上側に事業区域が出来る形になります。どうしても隣接する調整池のある所がどうしても見える形にはなってしまいます。事業者はこの調整池と高速道路との間に植栽等を行って、できるだけ車から見えなくなるように計画をしております。また、パネルの反射等になりますが、施設を上下に分けて間が設けてあるようなイメージの計画となっております。区域の真中に樹林帯が設けられ残置森林を設けることによって、高い位置にある部分についてもパネルが直接見えないような配慮がされております。

反射の部分については、今回、林地開発ではなくて環境アセスでいろんな項目で検討されております。モニタージュ等も作られており、配慮していくということで計画がされております。景観の部分については、林地開発の基準の方でも配慮されているという形で判断をしております。

〈佐藤委員〉

地元住民の方には既に同意いただき協定書を締結されているということですが、地元説明会の議事録から土砂災害や水害、環境問題に対する不安や心配されている気持ちがひしひしと感じられます。

重ねてのお願いになりますけれども、是非、日頃から災害対策を徹底され、関係施設の管理、点検、巡視、防災マニュアルの作成等をしっかりといただき、地元住民の皆様との約束が守られるよう、よろしくお願いいたします。

もう一つ、残置森林、造成森林につきましても、その役割が十分発揮されますよう、また、森林が森林としての働きを発揮できるよう管理をよろしくお願いいたします。

〈植木部会長〉

まず、前回の現地確認の時に、何故 30 メガワットかということで、本日、ご回答いただいたところですが、実はよく理解できなかったということです。言われたのは、結局、経済合理性だということです。適切な規模だという話でしかありません。

私はなぜ 30 メガワットなのかということです。資料にもありますように、参考資料の 11 ページにある一覧表でこれは長野県の事例ですけども、ほとんど 1 メガワット、数メガワット程度が主力なわ

けです。

大きい所はありますがこの事業は規模的に言うならば県内でトップクラスの大きさ、スーパーメガの太陽システムだということになります。それについてどうなのか、という事を私はお尋ねしたところです。

基本的には環境問題から、それから大きくなればなるほどリスクの問題が出てきます。そういったところについてどのようにお考えなのかということをお聞きしたんですけど、その辺のご回答がなかったのでまだ私自身理解ができていない。

メガワットですから千キロワット以上、普通は数メガワットということを考えるならば、この規模がどれぐらい大きいのかということです。その辺が非常に私としては気になっていたところです。ですから、何故 30 メガワットなのか何か補足していただければありがたいです。

<事務局>

林地開発の許可基準に照らし合わせて開発規模が妥当かどうかという部分につきましては、必要な基準に則した部分で計画がされており、今回、資料を参考で出したものと 50 件ほど許可しておりまして、部会長が言われるとおり、面積で言いますと 2 番目くらいの規模感にはなってくるかと思えます。

太陽光発電施設ですので、地域住民等の意見等もある中で基準に則す中では、最大限、事業者として必要な対策をして則した形で計画されております。

いろいろ影響があるという部分について、林地開発制度上は 4 要件、災害の防止が一番あると思いますが、その部分についても、平らな所を造成する。造成する土量についても、極力抑えて現状の地形をできるだけ改変しない形で計画されており、基準に則した形になっているという計画で審査はさせていただいております。

規模については、事業者の経済活動等もある中で、妥当かどうかという部分については確かに大きいという部分はありますけれども、この計画地で、最大限、環境等にも配慮しながら計画できる事業者としての配慮と経済性の部分等を考慮した中での 30 メガワット。当初の計画よりも出来るだけ抑えた形にはなっていると聞いています。その辺も踏まえて基準としては合致していると事務局からは説明させていただきます。

<事業者>

部会長からご指摘あった時点で私もいろいろと考えましたが、まずは本事業については前事業者からの引き継ぎがあった事業でございます。

当初は 36.5 メガワット、そこから様々な角度から検証した中で 30 メガワット、そして最後に 29.97 メガワットに行きついたものでございます。

当初からこの事業については、我々としてもかなり大規模ですので様々な不安の中で検討を重ねて、また、環境アセスのご審議の中でも様々な角度から委員の方々からご意見をいただきながら、本当にできるのかということを検討いたしました。その中で、FIT の調達価格が変更となる要件である「10 キロワット以上かつ 20 パーセント減以上の出力変更」がされない中で出来る方法を探ったところ、29.97 メガワットに行きついたものでございます。

なかなか規模としてはかなり大きいですが、先ほども申し上げたとおり、経済合理性もさることながら、やはり弊社の理念といたしまして、県外または外資に本事業をさせるわけにいかない部分もございましたので、かなり無理をした中ではあるのですが、本事業に行きついたものでございます。

適切な維持管理、そして地域との調和の中で本事業を何とか達成したいというふうに考えておりますのでお願いいたします。

<植木部会長>

これまでに何年もかけてアセスを行い、それから地元との議論をしてきたということにおいて、それなりの手続きを踏んできたと思っています。特別 30 メガワットに対しての問題について、御社がどのようにお考えなのかということです。

といいますのは、やはり最近の傾向としては、諏訪市もそうですし、富士見町もそうですけれど、なかなか大きい規模のスーパーメガワットのソーラー発電というのは、地元の理解が難しいわけです。長野県以外でも見てみますと地元住民の反対運動が起こって、多分ご存知だと思いますけど、やっぱり駄目だった事例というのはあるし、それから今でもやはり環境問題だとか、様々な問題からスーパーメガワットへの十分な配慮、特に地域住民への丁寧な説明と十分な理解というものが必要になってくるわけです。

また、後で聞きますけれど地域住民の問題が気になります。

それから FIT の価格もここずっと落ちてきています。毎年毎年 0.5 円から 1 円という規模で落ちてきて、これが完成するのが令和 7 年です。そうすると、まだ 3 年ぐらい後になると、例えば FIT 価格が多分、今、12 円ぐらいですから 10 円を切る。8 円とかそれぐらいになるはずですよ。今の傾向からいけばどうなるかわかりませんが、世界情勢からいけば、エネルギー問題が非常に逼迫していますので、政府がまたそれに対してテコ入れするかもしれませんけれども、傾向としては FIT の固定価格も下がってきている中において、これだけの大きな規模の発電施設が十分な経済効果を得ながらやっていけるのかということは、私自身非常に気になっているところです。

とりあえず許可基準どおり進んでいますので、淡々と進めていくしかないとは思っております。ただ、その辺のお考えをお聞きたかったということで、まだ十分に私自身しっかりと来てないところがあります。

2 つ目の質問です。前回、経緯を現地で確認し、株式会社そら'w の頃からの予定でした。知事からの質問、それから市長からの質問、それから地域住民からの質問がいろいろあって、先ほど、佐藤委員からも地域住民に対して、やはりまだ十分な理解が得られてないところをきちんとやってください。と、ご意見だったのでそれはそれでいいと思いますけれども、質問項目数がかかなり多いです。

株式会社そら'w で 2 回の質問に対して相当な回答を行っていますけれども、結果的には計画地内における配置構造に関する案で設定していく、改善するということに落ち着きましたが、その後、株式会社そら'w は計画を止め、御社が引き継いだという事です。

令和 2 年の準備書作成までの経緯というのを見させていただきましたが、ここでも相当住民から、それから知事から市長からのご質問等があって、結果的には用地縮小案になった。

この用地縮小案をもって、令和 4 年にまた準備書に対する意見募集がありますが、住民からも相当数の質問があり、知事からもあり、市長からもあるという中において、令和 2 年で出した用地縮小案を変えずに、このままで行きます、と言っているわけです。

私の読み違いだったらすいません。そうしますとこれほど十分に内容を読んでも、意見に対する回答への食い違いというか、うまく答えられている部分もありますがそうでない部分もあったりして、これは地域住民の方々が本当に納得しているのか私も大変気になっています。火種を残すと、後々、発火してその後大きく燃え広がるっていうのがあってはならないし、それこそ、企業の大きな損失になるわけですから、私は地域住民への丁寧な説明を何度も繰り返すべきだと。それでなければ他のと

ころでかなり失敗している事例があって、ここでは失敗してもらいたくないという気持ちが強いものですから、意見を申し上げたいと思います。

それで一つお聞きしたいのは、令和４年９月に臨時区民総会があるのですが、ここでの議事録がありませんが、ここでは事業及び共有地の売却についてどのように決議されたのか、この辺の状況を教えていただけますか。最後の臨時総会ですからここでいろいろ意見も出されたのかなということも含めて、お願いいたします。

<事務局>

いただいた意見の部分は、県としましても真摯に受け止めてやっていきたいと思います。

今回、参考資料でお渡ししている 10 ページの最終ページの部分を事業者から説明させていただきたいと思いますが、その前に、参考で FIT 価格については、今回の事業計画につきましては、みなしの認定になっていまして、FIT 価格が下がっても、現状、認定された価格でいける形になるそうです。この後、事業者から説明をしていただきたいと思います。

<事業者>

FIT の認定についてですが、株式会社そら' w で既に取得した認定を我々引き継いだものでございます。価格はもう決定されている、そして出力も決定されているものを我々が引き継いだものでございます。

<植木部会長>

株式会社そら' w の場合には設置されていませんが、設置される前に認定されているという事ですか。

<事業者>

設備認定というのは事前に取ります。

<植木部会長>

始まっている FIT の場合には、設置された時点における FIT 価格の決定ではなかったですか。

<事務局>

設置されるまでの認定をみなしということで、経済産業省で認めてくれておりまして、ただそれも期限があるものです。

<事業者>

期間が減っていくタイプの認定ですのでこれを我々引き継いで計画をしているものでございます。

９月の西地区臨時総会の件ですが、その直前 8 月に最後の議決前の説明会を西地区で行いました。西地区の役員総会の中でそれまでに都度 7 回説明会を行ってきておりますが、西地区としても正式に態度を表明しようということで、９月 11 日、区で臨時総会を開いていただき、そこで区民の多数決を取る、ということで全戸に区の役員から賛成反対の評決書を配っていただいて、そこで多数決で西地区としては賛成を表明したという運びで、西地区では態度を決定していただいております。

賛成 67 票、反対 8 票ということで、反対の方々からも区として正式に事業を応援すること

であれば、私達も区の態度に従います。ただ、先ほどご指摘のあった議事の内容もありますので、十分防災に関しては気を付けてくれという反対の方からご意見を頂戴しております。

当然、今後、我々としても説明会が終わりということではなくて、次は施工体制とか、どう施工するか、説明会をやってまいりたいと思っておりますし、地元と協定書を締結する中で、防災上の維持管理マニュアル的なものを作成して、今、地区にも提示させていただいております。

9月11日の区の臨時総会は我々の関係ないところで、区民の皆さんで開いていただいているので、私どもに今のところ議事録というものは手元にありませんが、お願いすればその決議書とかを見せていただけると思っております。

土地の件に関しましては、もう既に売買契約書を締結しております。所有権の移転の条件とすると、林地開発許可が取れたらという、停止条件付土地売買契約書になっております。

先ほどの地権者が11名の話に関係しますが、その東地区と西地区の両方そうですが、戦前の明治の頃から村の村有地を保有されていまして、市町村合併とか不動産登記の変遷、登記法の変遷などもありまして、区民の総有状態に登記がなった時期があります。100人とか200人で、200分の1ずつみんなで土地を持ち合うような登記の状況になった時期があります。ただ、時代が経って相続人が増えて、例えばどこかに土地を売りたいと言った時も売れない状況になってしまったので、東地区ではそれを解消するために、昭和48年に農事組合法人という制度を使って登記の整理をされようとしたんですが、相続人が見つからない、同意を得られない中でまとめきれなかったという状況があります。この状況の中で私達が事業させていただくということになった際に、その登記の状況ですと我々も土地の取得ができませんので、何か法的にいい解決方法がないかということで、認可地縁団体の不動産登記の特例というものを提案させていただきました。これが地方自治法の260条の38ですけれども、この制度を利用して東地区と西地区で、先ず、認可地縁団体というものを設立していただきました。その上で、その不動産登記の特例を利用して認可地縁団体の東地、西地名義に登記の整理ができるような手続きを2年から3年かけてやってまいりました。その公告手続きが終了して、1月12日に法務局に名義変更の届出を出しました。一応、23日には東地区の名義になる段取りになっていきます。

これで地元の土地の何十年も続いた問題ですけれども、これも、我々の地域貢献の一環も含めまして協力させていただく中で解決できた内容になっております。お答えになっているかどうか、以上です。

〈植木部会長〉

確かに、共有者がいて明治まで遡らざるを得ないというのも沢山あります。既に亡くなられた、その相続がどうなったかというのがもう分からないから特例でいくしかないですね。今回も、特例でこれを解決されたということです。それが先ほど1月23日、目処がついたということで、12日にそれはほぼ確定したということです。了解できたということです。

〈事業者〉

はい。公告手続きは12月20日に終わっておりまして、既に佐久市長から登記名義を変えていいという証明書が発行されております。それを持って法務局に行きまして、名義変更の申請を出したところなので、あとは法務局の事務的な期間の問題となっております。

<植木部会長>

分かりました。先ほど区の臨時総会の説明ありがとうございます。総会の中では反対者もいたけれども、一応、全員、区がやるならばということで了解されたということですね。ですからここは問題ないだろうと。東地区はどうですか。

<事業者>

東地区は、令和2年度末の区の臨時総会で、こちらも評決を取っていただいています。

東地区においては賛成56票、反対2票。反対2票の方からも書面決議で何かコメントありますかということで、2人の反対者の方も区として賛成ならばOKだと、ただこういう要望があるので、それは事業者の方にぜひ言ってくれというコメントが付されていました。東地区でも、令和3年度の総会で応援するということで賛成決議もいただき、停止条件付土地売買契約も締結させていただきます。

協定書も締結させていただいたという状況でございます。

<植木部会長>

前回の現地確認だけでの話では十分に地域住民の方の意識がどこまであるのか理解できなかったもので、今日の説明で納得いきました。地域の方々もこれについては支援するだろうということで理解しております。

それともう1点、気になるのが協定書案ですが、協定書案は、まだ案ということですか。

<事務局>

協定書は林地開発の許可を受けて3者で協定するということになっておりますので、まだ、案の状態となっております。

<植木部会長>

これは何時、協定は結ばれるのですか。具体的にそのスケジュールはあるのですか。

<事務局>

スケジュールとしますと林地開発の手続き上は、本日、審議会を開催させていただきまして、答申を出していただければ、林地開発の手続きとして、県の許可を出していく事になります。その許可を持って、事業者の方で市と地区と調整し、早期に協定を結ぶという事になります。協定を結んでいただければその書類を提出してもらい、県としても確実に協定されたということを改めて確認するようになります。

<植木部会長>

協定書の順番は私もよくわかりませんが、保全部会でこれを認めたら協定書が進むという場合と、協定書があるから保全部会では了承できるという2通りあると思いますが、私の認識としては、基本的に地域住民、ステークホルダーの方々の十分な理解があった上での了解としか言いようがないと思っています。ですから、ここでお墨付きをつけると地域住民はやらざるを得なくなるのではないかなという気はしています。これまでもそのようにやってきたということですか。

<事務局>

はい。今回につきましては、地元と市から県の許可を得て協定を結ぶということでお話がありました。県としましても協定されていればという部分もありますが、協定を逆に地元と市から県の許可を持って協定するとなれば、その旨を踏まえて許可を出して協定してもらうように今回はしております。

<植木部会長>

こういった許認可関係で言うならば、最後の保全部会での了承がほぼ最終的な決定だと思っています。その後での協定書の締結ってことになるわけですね。そこは、私自身は、理解はあんまりできないですが、保全部会での了承後に協定書締結ということを今理解しました。大体常にそうですか。

<事業者>

確かに協定というのは非常に重要で、先ほども地域住民の同意を得られた時点で地域とは残置森林の協定と別に、もう既に協定書を締結させていただきました。これについては、佐久市のガイドラインでも定める太陽光発電設備に係るガイドラインの大前提でございまして、地域住民との協定書が必須になっています。その上で行政に提出するのですが、地域との様々な災害、また、災害が起きたらどうするか、というところまで協定書を結んでいただき、東西両区とは、もう既に協定を締結してあります。それとは別に残置森林についての維持管理については、森林法で定める部分なので別でございます。

<植木部会長>

開発行為に関わる区域には既に協定書を結んでいるということですね。資料はありますか。現物ではなくコピーでも構いませんが。すごく大事なところで、気になったのは、残置森林の協定書というよりもむしろ開発行為がされるところで協定がなければそれはうまくいかないと思ったので。

<事業者>

提出書類の中には入ってこないのですが、別でございます。

<植木部会長>

それは、県で確認されていますか。

<事務局>

その協定書は地元と調整し協定されることは聞いております。ただ、その現物をもらってはいなくて、林地開発の制度上は、残置森林が周辺部への影響が一番ありますので、残置森林、造成される森林を確実に維持管理していただくための協定として位置づけられていて、それが今回、残置森林の協定の説明となります。

<植木部会長>

残置森林よりもむしろ開発行為の区域の方が重要です。面積も大きいですし、要するに森林を伐採してパネル設置するわけです。そうした場合、環境影響というのは大きいわけです。こっちがメインであって、残置森林は残された森林ですから、それほど環境問題や災害に関して重要度は低いのです。

重きで言うならば開発行為のある地域です。私は資料として提出されるべきだと思います。

〈事業者〉

後日、ご提示したいと思います。

〈植木部会長〉

それがあってということの前提でということで了解いたしました。

私からの質問は以上です。

〈鈴木委員〉

この協定書がまだ案だということなので質問させていただきます。第 15 ですが、主語は「乙は」で「措置を行うものとする」が述語だと思いますが、次に「調整池内のオリフィスが」という主語がでてくるのですが、この主語に対する述語が私には理解できません。どうつながるのでしょうか。

〈事務局〉

内容としましては、調整池内のオリフィス等の堆砂土砂等を浚渫して行くということになりますので、確認させていただき、最終的な案を御提示するようにいたします。

まだ案ですので、確認させていただいて締結していただくようにしたいと思います。

〈佐藤委員〉

私も環境保全の協定書が既に結ばれていると思っていました。しっかりしたものが作られていると思って、先ほど意見させていただいた。そうしますと私の認識も部会長と同じだったという事です。

(3) 議案の決定

異議なし

ただし、次の2点を要望する。

- ① 今後、さらに地域への丁寧な説明を継続して行うこと。
- ② 開発行為に係る区域の協定書について委員に確認させること。

令和5年2月2日

議事録署名人 佐藤 京子 印

議事録署名人 鈴木 啓助 印